古平町事業支援給付金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている町内事業者の事業継続を支えるため、その町内の事業者に対し、事業全般に広く使える古平町事業支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている町内事業者とは、古平町内に主たる事務所もしくは事業所を有して経営を行う中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業及び個人事業主（以下「町内事業者」という。）のことを指す。

　（交付の対象者）

第３条　給付金の交付対象となる町内事業者は、令和３年１月から令和３年１２月のいずれか一月（以下「対象月」という。）の事業収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により、前々年同月比で５０％以上減少した法人又は個人事業主とする。

　（給付金の額）

第４条　給付金の算出方法は、次のとおりとする。ただし、一町内事業者につき１０万円を限度額とし、交付は１回限りとする。

　減少率（％）＝（Ｂ－Ａ）÷Ｂ×１００（小数点以下は切り捨てとする。）

　Ａ：対象月の事業収入

　Ｂ：前々年同月の事業収入

　給付金額＝{Ｃ－（Ａ×１２）}×１／１０

　Ｃ：令和元年の確定申告に基づく年間事業収入

　（交付申請書の提出）

第５条　給付金の交付を受けようとする者は、古平町事業支援給付金交付申請書兼交付請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

1. 前々年の売上が確認できる書類
2. 対象月の売上が確認できる書類
3. 振込先口座が確認できる書類
4. 本人確認ができる書類
5. 宣誓書（様式第２号）
6. 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

　（交付申請の期間）

第６条　交付申請の期間は、令和３年５月６日から令和４年１月３１日までとする。

　（交付の決定等）

第７条　町長は、第５条に規定する申請書等を審査し、交付の決定をしたときは古平町事業支援給付金交付決定通知書（様式第３号）により、交付しないことを決定したときは古平町事業支援給付金不交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

　（給付金の交付）

第８条　町長は、前条の規定による交付決定をしたときは、速やかに様式第１号に記載された口座へ給付金を振り込まなければならない。

　（給付金の返還）

第９条　町長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたことが認められた場合は、当該給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定により給付金の給付決定を取り消すべき申請者に対し、既に給付金の給付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、期限を定めて当該給付金の返還を命ずるものとする。

３　前項の場合において、町長は給付金の返還を命ずるべき者に対し、古平町補助金交付規則第１９条の例により違約加算金及び違約延滞金を請求することができるものとする。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

１　この要綱は、公布の日から施行する。

２　この要綱は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。